

異動届出書の書き方

特別徴収のしおり2～3ページも、あわせてご覧ください。異動届出書は、箕面市のホームページからもプリントアウトできます。

「特別徴収税額の通知書」のうち異動があった給与所得者の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中で税額変更のあった給与所得者については、「特別徴収税額の変更通知書」の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

給与所得者の氏名を記入してください。ただし、給与所得者が結婚等により姓が変更になった場合は、旧姓を記入し、右の欄に新姓を記入してください。

異動があった給与所得者から既に徴収した月分と税額を記入してください。

(ア)の特別徴収税額(年税額)から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額を記入してください。

特別徴収税額の通知書に記入されている宛名番号のことで、マイナンバーは記入しないでください。

令和8年(2026年)1月1日現在の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。なお、上の住所欄と同じ場合は、同上と記入してください。

給与所得者が転勤・転職により、新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、新勤務先の名称等必要事項を記入してください。

1
整理番号

7年度
特別徴収指定番号
宛名番号

8年度
特別徴収指定番号
宛名番号

市町村民税 給与と支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

8
市町村長
令和 年 月 日
提出者

住所
〒
市町村長
特別徴収義務者
個人番号又は法人番号
(右記欄で記入してください)

課税氏名
担当
内線

フリガナ
氏名
生年月日
住所
所得者住所

新姓
フリガナ
氏名
生年月日
住所
所得者住所

(ア) 特別徴収税額(年税額)
円

(イ) 徴収済税額
例) 11月10日納期限分の場合→10月分
月分から 月分まで
円

(ウ) 未徴収税額
月分から 月分まで
円

異動年月日
令和 年 月 日

異動の事由
※事業主及び税務課の事務のみによる普通徴収への切り替えはできません。
1.転勤・転職
2.退職
3.死亡
4.休職
5.欠文
6.支払少額
7.支払不定期
8.その他
番号を記入
番号を記入

異動後の未徴収税額の徴収方法
① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)
住所
〒
新しい勤務先(特別徴収義務者)
フリガナ
氏名
法人番号
特別徴収指定番号
担当氏名
担当者
新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否
(新規の場合のみ記載)
番号を記入
① 必要 ② 不要

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)
番号を記入
1.異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額(ウ)と同額を右欄に記入
左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)
番号を記入
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

市町村処理欄

7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
8年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

一括徴収される場合は、納入月も必ず記入してください。